

5 建企第 485 号
令和 6 年 3 月 28 日

(一社)長崎県建設業協会
(一社)長崎県中小建設業協会
(一社)長崎県造園建設業協会
(一社)長崎県ほ装協会
(一社)長崎県管工事協会
(一社)長崎県港湾漁港建設業協会
(一社)長崎県斜面安定技術協会
(一社)長崎県のり面協会
(一社)長崎県空調衛生設備業協会
(一社)長崎県解体工事業協会
長崎県建設工業協同組合
長崎県電気工事業工業組合
長崎県管工事業協同組合連合会
(一社)長崎県漁場整備開発協会
長崎県造船協同組合

様

建設企画課長
(公印省略)

監理技術者制度運用マニュアルの一部改正について

技術者制度に関して、長崎県では、「技術者制度運用マニュアル～現場施工時に技術者に求められる役割～」等をもって運用してきたところであり、定めがないものについては、国土交通省の「監理技術者制度運用マニュアル(以下、国のマニュアル)」を参考にしてきたところです。

このたび、監理技術者等の働き方改革の推進に資することを目的に、国のマニュアルが改正されましたので、参考に送付します。

なお、「主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について(平成 29 年 8 月 25 日付 29 建企第 303 号)」は、本通知をもって廃止します。

< 問合せ先 >

建設企画課 公共工事契約指導班(内線: 3027)
(095-894-3027)